平成２４年（フ）第７３０号
千葉県柏市中原２丁目９番５－Ｂ206号
債務者　藤田　弘子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２５号
千葉県我孫子市南新木４丁目13番地の９
債務者　津原　照枝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３５号
千葉県松戸市西馬橋１丁目１番地の23　メゾンドソレイユ103号
債務者　佐藤　拓也
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３６号
千葉県野田市桜台４番地の３　フラワーハイツ平井Ａ102
債務者　永作　良太
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４８号
千葉県野田市尾崎998番地　マリアージュ105号
債務者　小宮山　浩
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４９号
埼玉県三郷市戸ケ崎3138－１、住民票上の住所千葉県野田市尾崎998番地　マリアージュ105号
債務者　菅原　文枝（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８５２号
千葉県我孫子市中峠1604番地の74
債務者　高松　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９号
千葉県我孫子市根戸664番地の２―202号　サンモール壱番館
債務者　鈴木ふさ子（旧姓入野）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
千葉県松戸市新松戸北１丁目13番地の３
債務者　新井永美こと　朴　　永美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番25―702号
債務者　阿部　清春
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８号
千葉県野田市岩名2015番地の16　ヴェルデＵ205号
債務者　坂齊加代子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２号
千葉県松戸市上本郷3965番地　松戸ＪＫハイツⅠ―103号
債務者　金浦　孝洙
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７号
千葉県柏市松ケ崎528番地19
債務者　野口　利治
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３号
青森県平川市高木原田32番地２
債務者　佐藤優美子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１号
和歌山県御坊市薗178番地
債務者　近田智恵子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第５２号
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字坂本88－１３－３号、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町戸倉字滝浜15番地
債務者　後藤　友昭
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２８４号
神奈川県横須賀市三春町４丁目58番地
債務者　鈴木　三穂（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部